

さいたま市みんなのアプリを活用した地域活性化・地域課題の解決戦略推進業務
要求水準書

1 業務名

さいたま市みんなのアプリを活用した地域活性化・地域課題の解決戦略推進業務

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月15日（月）まで

3 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

4 予算の上限額

52,800,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

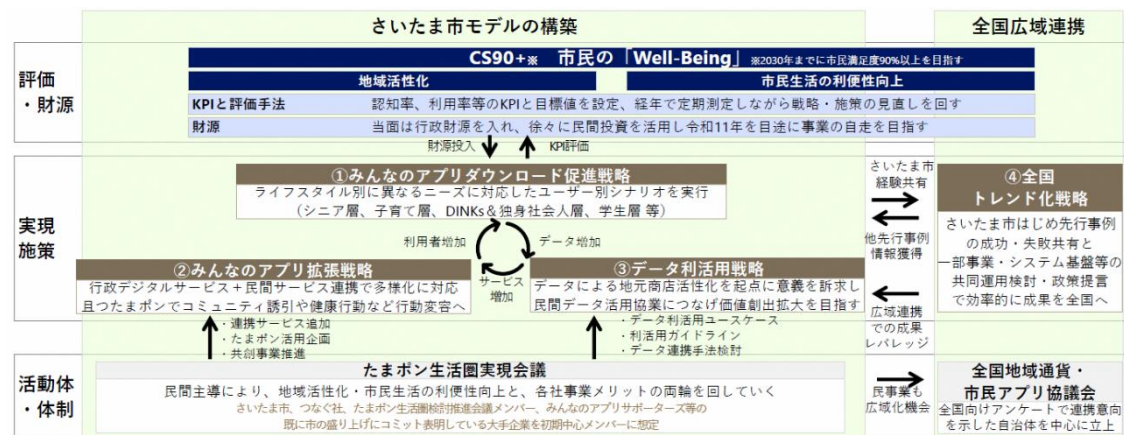
5 業務の目的

本市では、デジタル地域通貨機能のほか、図書館利用者カード等の行政サービス機能及び民間サービスとの連携機能を有する統合型市民アプリ「さいたま市みんなのアプリ」（以下、「みんなのアプリ」という。）が、令和6年7月にリリースされた。みんなのアプリを軸として、本市の地域経済の活性化及び地域コミュニティ等の活性化を図り、「市民満足度の向上」、「選ばれる都市」、「Well-being」を実現するため、「さいたま市みんなのアプリを活用した地域活性化・地域課題の解決戦略」を昨年度策定した。

本業務においては、当該戦略を踏まえ、アプリ活用に関する取組の全国展開に向けた「全国地域通貨・市民アプリ協議会（仮称）」の設立を軸としつつ、みんなのアプリのサービス拡張、データ利活用及び全国トレンド化にかかる各個別戦略の具体的な事業推進を行うことを目的とする。

なお、今年度中に発足予定の官民共創組織である「たまポン生活圏実現会議（仮称）」の設立・運営及びみんなのアプリのダウンロード促進については、民間主導により進められていることから、本業務の対象外とする。ただし、本業務の遂行に当たっては、これらの取組と適切な連携方法を模索すること。

【さいたま市みんなのアプリを活用した地域活性化・地域課題の解決戦略の概要】



6 業務内容

(1) みんなのアプリ拡張戦略の推進

ア スタートアップとの持続的な連携検討スキームの構築

市民満足度の向上を図るため、みんなのアプリを通じて不確実性の高い行政課題に対応する新たなサービスを提供する観点から、大手企業を中心に構成する「たまポン生活圈実現会議（仮称）」との関係性を整理しつつ、市内関係者による各種取組と連携しながら継続的なスタートアップ事業者を発掘するとともに、みんなのアプリとの連携及び実装を進めていくためのスキームを構築する。

イ スタートアップ等の連携を軸にしたサービス拡張検討

(1) アで構築したスキームを活用し、スタートアップ等を念頭に置いたサービスのみんなのアプリとの連携・実装に向けて、サービスの発掘から関係者との協議・調整を主導するとともに、実装に向けた具体的なプロセスの整理及び実現可能性の確保を行う。また、みんなのアプリ及び本市の現状を踏まえ、連携意義があると考えられるスタートアップ等について、提案の時点で最低4事業者を選定し、事前協議により協業体制を構築の上で提案すること。

(2) データ利活用戦略の推進

ア データ提供プロセスにかかるアクションプランの策定

データ利活用の推進に向けて、データを保有する民間事業者との交渉手順や必要な交渉材料等を整理するとともに、データ保有者がデータ提供に前向きに取り組むための具体的な手法について検討する。また、検討した手法の一部を実際に実行し、実行性のあるアクションプランとしてとりまとめる。

イ 商店街等を軸とした広域でのデータ利活用実証

地元事業者がデータ利活用性の有用性を実感できるよう、みんなのアプリの既存データ等の利用可能なデータを活用し、商店街等のエリアにおけるデータ利活用実証を設計・実施する。参加事業者及び商店街全体に対し、みんなのアプリ及びデータ利活用の有用性に関する理解と実感を深めるとともに、地元事業者がデータ利活用主体的に取り組むための素地形成及び事例創出に取り組む。

(3) 全国トレンド化戦略の推進

ア 連携先自治体の発掘及び選定

全国トレンド化の推進に向けて、自治体との接触及び意見交換等を実施し、全国展開に向けたコア自治体候補を選定する。なお、接触する自治体については、委託者との協議により決定する。

イ 協議会の設計及び設立

(3) アで発掘した連携先自治体と協議を行いながら、協議会の目的、組織構成、財源（負担金の有無を含む）及び運営体制（将来的に民間主体による事務局運営も見据える）等について検討・設計し、「全国地域通貨・市民アプリ協議会（仮称）」を設立する。

ウ 協議会の事務局運営

協議会設立後の初期運営において、事務局業務を支援する。特に、協議会の目指す方向性を踏まえた具体的な活動内容の整理、設立総会のアジェンダ検討や進行、次年度以降の参画自治体の拡大に向けた方策や活動計画の検討に加え、参画団体からの負担金徴収を含む運営費用の確保手法等を含め、継続的かつ自立的な運営モデルの検討を行う。

エ 全国トレンド化戦略とみんなのアプリの関連施策との連携推進

「全国地域通貨・市民アプリ協議会（仮称）」と、みんなのアプリのサービス拡張及びデータ利活用にかかる各種取組の連携を検討し、全国トレンド化を効果的に推進するための具体的な方向性を提示する。

7 成果物

本業務の履行に当たり、以下に示す成果物を納品する。なお、成果物中で使用する専門用語には必ず説明を付すこと。

- (1) 中間報告書
- (2) 最終報告書
- (3) その他本業務を履行するにあたり作成した中間成果物
- (4) 議事録及びプロジェクト管理資料

8 その他

- (1) 受託者は、業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (2) 本業務の遂行に当たり、必要な消耗品、交通費、関係者の派遣等に要する費用については、受託者の負担とする。
- (3) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次委託者と連絡調整を行わなければならない。
- (4) 受託者は、業務履行中に不測の事故等が発生した場合には、直ちに委託者に連絡するとともに、適切な処置を行わなければならない。
- (5) 本業務を行うに当たり、第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理することとし、その経費は委託料に含む。
- (6) 本業務に関する著作権、その他の権利はすべて委託者に帰属するものとする。ただし、必要な場合には委託者の許可のもと受託者が使用することを認めるものとする。
- (7) 業務完了後、受託者の責に帰すべき事由による成果品の不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに委託者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。

- (8) 要求水準書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、委託者と協議の上、委託者の指示に従うものとする。
- (9) 本業務の遂行に係る各種法令等を遵守するほか、「さいたま市契約規則」、「さいたま市業務委託契約基準約款及び別記・情報セキュリティ特記事項」の規定を遵守することとする。
- (10) 「仕様書」については、本要求水準書に従って受託者が作成し委託者へ提出した企画提案書を基に、委託者と受託者の協議の上で作成する。
- (11) 受託者は、業務を履行するにあたり、人権の尊重を基本するとともに、人権に関する社員研修の実施等により、業務従事者が人権に配慮することができるように努めることとする。